

議 案 第 8 2 号

新居浜市端出場温泉保養センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定
について

新居浜市端出場温泉保養センター設置及び管理条例を廃止する条例を次のとおり制定
する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市端出場温泉保養センター設置及び管理条例を廃止する条例

新居浜市端出場温泉保養センター設置及び管理条例（平成3年条例第15号）は、廃
止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の日（以下「公布日」という。）から平成27年6月30日までの
間において廃止前の新居浜市端出場温泉保養センター設置及び管理条例（以下「廃止
前の条例」という。）別表会員の項に規定する使用料（1回使用時の使用料を除く。
以下「会員使用料」という。）を前納しようとする者に係る会員使用料の額について
は、廃止前の条例別表の規定にかかわらず、前納しようとする当該会員使用料の額を
365で除して得た額に使用の許可の日（既に会員使用料を前納している者が、その
使用の許可の期間の満了日（以下「有効期限」という。）の翌日以降も引き続き会員

となる場合は、当該有効期限の翌日) から平成27年6月30日までの間の日数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- 3 平成26年7月2日から公布日の前日までの間において会員使用料を前納した者に係る当該会員使用料は、廃止前の条例第8条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成28年3月31日までの間に限り、市長が別に定める方法によりその一部を還付することができる。この場合において、還付する会員使用料の額は、前納した会員使用料を365で除して得た額に施行日から有効期限までの間の日数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

提案理由

新たに温浴施設と子ども用遊戯施設の複合施設として再生を図ることを目的として、新居浜市端出場温泉保養センターを廃止するため、本案を提出する。